

## 第3章 計画の基本的な考え方



### 1. 計画推進にあたっての課題

#### (1) 地域福祉をめぐる課題（基本認識）

平成12年の社会福祉法改正に伴い、地域福祉計画の策定・推進にかかる取組が全国で進められて10年余が経過しています。この間、竹原市においては、総合計画をまちづくりの指針とするとともに、高齢・障害・児童など各分野の福祉行政について計画的な推進・充実に努めてきました。その結果、人口3万人弱という都市規模としては比較的充実した福祉制度・サービスが展開され、各種施設・サービス事業所の立地をみえています。

また、良好な人間関係を礎として、温かい福祉の心を持った市民のみなさんが地域に根ざした福祉活動を早くから展開し、現在も活発に活動することにより竹原市の地域福祉は担われ、受け継がれてきました。

しかし、人口減少が続き、市民の3人に1人がすでに高齢者となった竹原市では、まちの担い手についても高齢化が進み、活力の低下が懸念される状況にあります。また、地域福祉に関わる課題についても、高齢・障害・児童など従来の枠組みを越えて複雑に絡みあう状況となりつつあります。

全国的に高齢化がさらに進むなかで、地域で何らかの支援を必要とする人は今後とも増加していくことが考えられます。これに対し、地域福祉活動が活発に展開され、まだ地域の力がある今こそ次なる担い手を育み、活動の広がりを図っていかねば、やがて竹原市は支援を必要とする人のみが増加し、地域福祉活動の担い手に過度の負担がかかるとともに、支援の内容も十分に行き届かなくなることが考えられます。

このため、市民のだれもが福祉について意識し、自分でできる範囲で役割を担い、互いに支えあうまちを築いていけるよう、地域福祉計画の策定・推進を通じて、市民主体で持続可能な福祉のまちづくり、人づくりを進めていく必要があります。

## (2) 地域福祉推進にあたっての重点課題

前述の基本認識や基礎調査の結果、地域福祉を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、今後の地域福祉推進にあたって重点的に取組を進めるべき課題として次の5点が考えられます。

### ①人と人とのつながりの再構築

かねてより市内では良好な人間関係が形成されてきましたが、少子高齢化や人口減少、コミュニティに対する市民意識の変化等により人と人とのつながりが徐々に希薄になりつつあるところも見受けられるようになってきました。

困ったときにはお互いに助けあう地域福祉を進めるための第一段階として、地域における多様な人々によるふれあいを進め、世代や居住歴などの異なる人々も含めて地域における顔の見える人間関係づくりをより一層進めていく必要があります。

### ②福祉の輪の広がり

各地区で活発に展開されている地域福祉活動の継承・発展に向けて、地域や福祉に関する人々の関心を高めていくとともに、気軽に参加しやすい活動機会を設けるなど、若年層、福祉に対する無関心層へのアプローチを図り、福祉活動の輪を広げていくことが必要です。

また、共働きの多い地域性を踏まえ、働く市民が福祉の担い手として参画できるよう、企業・団体・事業者等の理解を深めていくことも必要です。

### ③潜在的な要支援者の把握と地域での情報共有

地域から孤立しているなど、何らかの支援を必要としながらさまざまな福祉活動やサービス等の利用に結びついていない人々が、一人でも多く必要な支援を受けることができるよう、日頃からの顔の見える人間関係づくりを通じて、その情報を適切に把握・管理し、地域で共有していくような仕組みを考えていく必要があります。

#### ④「つなぐ」仕組みづくり

各地区においてさまざまな支援を必要としている人とその内容に応じた支援ができる人とを結びつけるコーディネート役となる人材を確保するなど、自治会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員などが今後とも連携し「つなぐ」仕組みづくりを進めるとともに、これらの人材と行政・関係機関が緊密に連携し、支援を必要としている人の求めに応じて専門的な相談支援や支援制度・サービスの利用へと結びつける体制づくりを進める必要があります。

#### ⑤市民・事業者・行政の協働

各地区における小地域福祉活動は、自治会や地区社会福祉協議会など多分野にわたる関係団体が連携し展開されています。今後は福祉施設やサービス事業者、相談支援事業者との連携など、地域の有するさまざまな福祉資源を一層活用していくことや、地域福祉推進に向けた全市的な推進体制づくりを進める必要があります。

## 2. 地域福祉推進の基本方向

### (1) 基本的な視点

#### ①ふれあいと支えあいの地域社会づくり

竹原市は、瀬戸内に面した自然豊かで歴史あるまちです。市内には、障害のある人や障害のない人、高齢で健康な人や介護が必要な人、ひとり暮らしの高齢者、単身の若者、子ども、子育て中の人、昔から住んでいる人や引っ越して間もない人など、さまざまな人が暮らしています。またその暮らしも人それぞれに個性があり、生活の事情も人生の経歴も暮らしぶりもさまざまです。

こうしたなかで、市民どうしがお互いの「違い」を十分尊重しながらふれあい、それぞれの人の自立した生活にとって必要な支援が何かを考えていくことは、これからの地域社会にとって重要な課題となっています。

この計画では、一人ひとりの人権が最大限に尊重され、住み慣れた地域でだれもが自立した生活を送れるような、ふれあいと支えあいの地域社会づくりをめざします。

#### ②地域福祉の「主役」は市民

地域福祉を進めていくためには、生活の当事者である市民自身が地域の問題や生活課題について気づき、その解決に向けて積極的に行動していくことが出発点となります。市民が主体となって、行政や地域で活動する団体、民間の福祉サービス事業者などとともに、どうすれば解決できるかを一緒に考えて行動すること、またその過程を共有することが、地域福祉の推進そのものであるといえます。

行政は、市民や民間の福祉サービス事業者などとともに、地域の生活課題や市民ニーズを敏感に感知して柔軟に対応していく必要があります。多様な福祉サービスも、選択と利用の主体である市民の視点から、わかりやすく使い勝手のよいものにしていく必要があります。

また、市民が自治会、住民自治組織、地区社会福祉協議会などの地域組織やボランティア、NPOなどさまざまな形で、地域の問題や生活課題を解決するための活動に主体的に参画できる環境を整えることも、行政にとっての重要な課題と

いえます。

この計画では、市民が「主役」となれるような地域福祉を推進するための基盤づくりをめざします。

### ③まちの資源を結びつける協働のまちづくり

竹原市には、市役所や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、住民自治組織、民間のサービス事業者、ボランティア団体や個人による取組に至るまで、多様な福祉資源が存在しています。また特に福祉を目的としていない各種機関・団体の活動、日常的な近所づきあいなどの人間関係も、立派な福祉資源であると考えることができます。

地域福祉を進めていくためには、こうした地域に存在する多様な福祉資源を、知恵と工夫によって巧みに結びつけ組みあわせることで、地域全体の「福祉力」を高めることが重要な課題となります。そのためには、住民自治組織などを通じて、市民、行政、福祉サービス事業者をはじめ、ボランティアやNPO、一般企業・団体・事業所などが、それぞれが果たす役割を認識し、知恵と工夫を出しあいながら、ともに行動していかなければなりません。

この計画では、竹原市に関わるすべての個人、地域社会、事業所、関係団体、行政などの既存のつながりを活かしつつ、例えば地区の異なる市民のつながりや世代間のつながり、各種団体・グループ間のつながりなど、より深い絆で結ばれたつながりを生み出し、まちぐるみで生活課題の解決に向けた取組を進める環境づくりをめざします。

## (2) 基本理念

ふれあいと支えあいの豊かな温かい地域社会のなかで、だれもが安心して健やかな生活が送れるようなまちづくりを進めていくことが、地域福祉を進めるうえでの究極の目標であるといえます。またそのためにも、市民の一人ひとりが身近な生活のなかで生じた課題を、自らの問題としてとらえ、その解決に向けて、地域福祉の担い手となっていくことが必要です。

以上の考え方のもとに、この計画の基本理念を

**やっぱりええね たけはら**  
**～みんなで支えあう 安全・安心・協働のまち～**

と設定し、

～子どもも大人も、すべての世代が交流を深め、人々が互いに尊重しあうまち

～地域の課題について、みんなで考え、知恵と力を合わせて取り組むまち

～必要とする人に必要な相談・助言や支援が届き、安心していきいきと暮らし

続けることができるまち

となるようめざしていきます。

### (3) 施策展開の基本方向

次にあげる4つの基本方向のもとに施策を展開するものとします。

#### ①人と人とのつながりづくり

地域での生活をより良いものにするための地域福祉の出発点として、同じ地域に住む市民どうしが顔見知りとなり、日常的なつながりのなかから互いに認めあい、支えあえるよう、さまざまなふれあいの機会づくりを進めます。

また、その成果として形成された人々のつながりが、支援が必要な人の見守りや緊急時の支援、生活環境、防犯・防災上の問題など、地域の課題に対応し、市民の一人ひとりが課題の解決に向けて主体的に活動できるようなまちづくりを進めます。

#### ②福祉活動の推進と担い手づくり

地域福祉の主役である市民が、福祉活動の担い手として積極的に活動に参加できるよう、福祉や人権に関する意識づくりやボランティア活動等に参加するきっかけづくりなど、とりわけ若い時期からの教育・啓発を通じて、福祉活動の担い手の発掘・育成を進めます。

また、福祉活動等に取り組む市民やボランティア、学校、一般企業・事業所、福祉サービス事業所などの組織化やネットワーク化を進めるとともに、活動の場の確保などの支援に努め、福祉活動のさらなる推進、活性化を図ります。

#### ③各種サービス・相談支援を受けやすい仕組みづくり

市民、社会福祉協議会、関係機関・団体、ボランティア、NPO、行政などの連携を通じて、市民の一人ひとりが抱えている悩みや支援の必要な状況にきめ細かく対応できる仕組みづくりを進めます。

とりわけ身近に相談が受けられる体制づくりや必要な情報がくまなく伝わる仕組みづくりを進めるとともに、孤立、虐待、ひきこもりなど、支援を必要としながらサービス利用に結びついていない人に対する取組を進めます。

#### ④人にやさしい福祉のまちづくり

住み慣れた地域でだれもが安全に安心して生活できるよう、道路、交通機関、住環境、公共施設等の改善を進めるとともに、交通マナー等の改善を図り、人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。

また、市民や関係機関・団体との協働により犯罪のないまちづくりを進めるとともに、災害時や緊急時に適切に対応できるよう防災体制や要援護者の避難支援、救援体制の充実に努めます。